

## ギリシャにおける口蹄疫の発生

2026年3月19日  
在ギリシャ日本国大使館

- ・ギリシャ（レスボス島の牛舎）で、家畜の病気である口蹄疫の発生が確認されました。
- ・口蹄疫は、偶蹄類の動物が感染する病気であり、人に感染することはありません。
- ・北エーゲ海行政自治体によると、現時点では、乳製品等のレスボス島からの持ち出しが禁止されていますので、注意してください。
- ・日本の農林水産省は、口蹄疫やアフリカ豚熱などの家畜の伝染病が日本に侵入することを防ぐため、水際対策を強化しています。

●ギリシャから日本に渡航（入国）する際には、以下のことについて、御協力をお願いします。

- ・ギリシャから日本には、肉製品等の持ち込みはできません。
- ・海外では、畜産農家や牧場への立入りを避け、海外で使用した汚れた作業着や長靴は日本に持ち込まないようにしてください。
- ・日本入国後、1週間は、動物園や観光牧場、畜産関連施設への訪問を極力控えてください。
- ・もし、日本到着時、肉製品や汚れた靴等をお持ちの方や、海外で家畜のいる場所に行った方、日本国内で家畜に触れる予定のある方は、日本入国時に、手荷物引き取り場内にある「動物検疫カウンター」にお立ち寄りください。

日本の畜産業を守るため、御理解と御協力をお願いいたします。

○農林水産省ウェブサイト

日本に入国する旅行者へのお願い

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-212.pdf>

家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために ～海外へ旅行される方へのお願い～

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

口蹄疫に関する情報

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_fmd/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html)

○ギリシャ農業開発・食料省ウェブサイト（口蹄疫に関する措置等（ギリシャ語））

<https://www.minagric.gr/homepage>

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St., 152 31 Halandri

電話：210-670-9910, 9911 FAX：210-670-9981

メール：[consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)

ホームページ：[https://www.gr.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.gr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)